

平成 22 年度

持続的なエコロジカル・ネットワーク形成に関する調査

報告書

平成 23 年 3 月

国土交通省国土計画局総合計画課

平成 22 年度 持続的なエコロジカル・ネットワーク形成に関する調査

報告書 目次

<要約編>	要約編-1
<本 編>	
1. これまでの取組概要	本編-1
(1) 概要	本編-1
1) エコロジカル・ネットワークとは	本編-1
2) エコロジカル・ネットワークの位置づけ	本編-3
3) エコロジカル・ネットワークに関する取組み	本編-6
(2) 課題の整理と調査項目の設定	本編-11
1) 課題整理	本編-11
2) 調査項目	本編-11
3) 調査フロー	本編-11
2. モデルケースによるヒアリング調査	本編-13
(1) ヒアリングの実施にあたって	本編-13
1) 学識者のご意見	本編-13
2) 作業方針	本編-14
(2) モデルケースの選出	本編-15
1) 事例の収集	本編-15
2) モデルケースの選出	本編-16
(3) ヒアリング項目の設定	本編-20
1) 施策の実行度合いに関する項目のねらい	本編-21
2) 生態系の健全性に関する項目のねらい	本編-21
3) 人間の受ける恩恵に関する項目のねらい	本編-21
(4) ヒアリング結果・分析・検証	本編-22
1) ヒアリング結果	本編-22
2) 取組みの継続性・広域性に関する分析	本編-49
3) 結果・分析に基づく成果	本編-57
(5) 取組手法や改善点等の整理	本編-68
1) 土地利用別の整理	本編-68
2) 事業・取組範囲別の整理	本編-72
3) 実施主体別の整理	本編-74
4) 取組段階別の整理	本編-76
3. 評価・検証	本編-78
(1) 評価	本編-78
1) 作業方針	本編-78
2) 評価	本編-79
(2) 課題検証	本編-94
1) 簡易的な評価	本編-94
2) 詳細な評価	本編-94
3) 活用の方向性	本編-94

4. まとめ	本編-97
（1）多様な主体の参加・連携	本編-97
（2）目標設定と達成状況の把握	本編-97
（3）国が積極的に関わるべき事項	本編-97
（4）わが国のエコロジカル・ネットワークの将来像	本編-97

<参考資料>

（1）普及啓発用資料	参考-1
（2）国内外の事例収集	参考-5
（3）モデルケース選出のための収集事例	参考-61

<要約編>

1. 今年度調査項目

(1) 調査目的

これまでのエコロジカル・ネットワーク形成に関する調査では、エコロジカル・ネットワーク形成に資する自然の保全・再生・創出等の取組みが把握されているものの、取組みが維持・継続し、エコロジカル・ネットワークとして発展していくための具体的な方策については、十分に調査検討されていなかった。そこで、事例収集や簡易な評価を実施し、広域的なエコロジカル・ネットワーク形成のあり方を整理するにあたり、個々の取組みをより持続的に発展させるためのマネジメント手法や、ネットワークとしてより効果的に連携していくための手法について追加検討を行う必要があると考えられる。

また、昨年度調査で提示された評価体系は、実施主体自らが取組みを容易に評価できるように具体的手法としてとりまとめ、活用を図る必要があると考えられる。

したがって、これまでのエコロジカル・ネットワーク形成に関する取組み状況を踏まえ、追加検討すべき課題を以下のとおり整理し、今年度の調査目的とする。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○様々な保全対象、事業段階、空間レベル等の事例（モデルケース）に対する情報収集・整理○持続的なエコロジカル・ネットワーク形成に資する具体のマネジメント・連携手法の検討○持続的なエコロジカル・ネットワーク形成の評価に資する昨年度の評価体系の検証 |
|---|

(2) 調査項目

1) モデルケースの手法調査

エコロジカル・ネットワーク形成に関する複数の取組みレベル（個別～広域レベル）の中から、その効果や取組みが継続性及び発展性を保っていると考えられる事例を「モデルケース」として選出し、ヒアリング調査を行う。調査にあたっては、持続的なエコロジカル・ネットワーク形成に資するように、ア．取組みを維持・拡大するための計画・方針（土地所有者との協定、関係者の巻き込み手法等）、イ．アに基づきこれまで得られた成果、ウ．民間団体や地方自治体等の実施主体において国が積極的に関わるべきと考えられる事項の3つの項目を整理してとりまとめる。

2) 評価・検証

1) で選出されたモデルケースのうち、3つの視点（生態系の健全性、人間の受ける恩恵、施策の実行度合い）からみた優良事例について、昨年度検討した評価体系をもとに評価を行い、取組効果の検証を行う。さらにこれらの評価結果から、各々の評価方法や評価体系全体の改善点の検討を行う。

(3) 調査フロー

過年度課題の抽出や重点項目を踏まえて、今年度実施した調査の項目及びその関係性を示した調査フローを図 1-1-1 に示す。

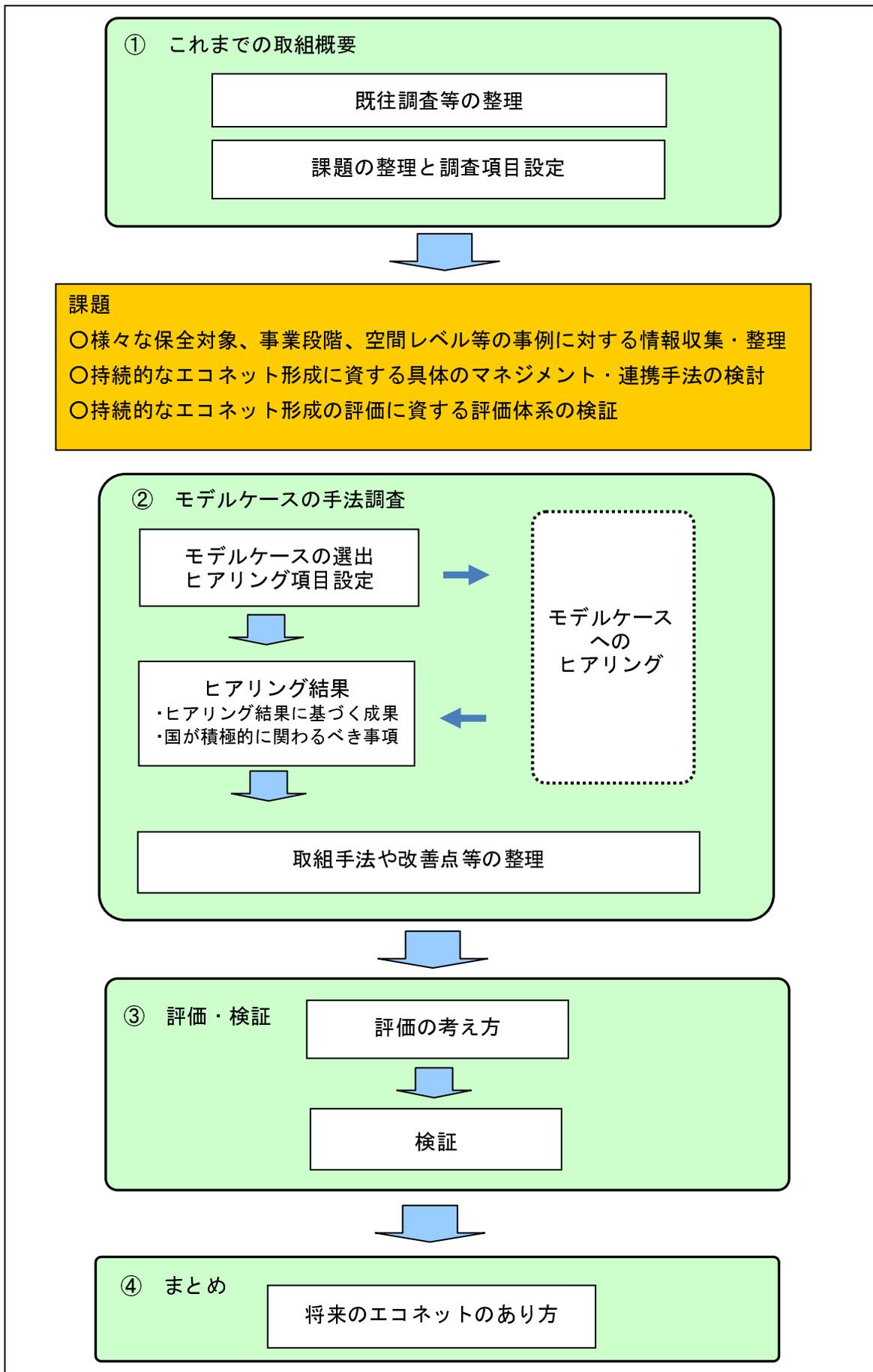


図 1-1-1 調査項目及び調査フロー

2. モデルケースによるヒアリング調査

(1) ヒアリング対象事例

エコロジカル・ネットワーク形成に関する複数の取組レベル(個別～広域レベル)の中から、持続的な取組みや広域的に連携している取組みを「モデルケース」として下表の21事例を選出し、ヒアリングを実施した。このうち、エコロジカル・ネットワーク形成に資する取組みとして先進的である「事例8 四万十川自然再生協議会による四万十川再生事業(高知県)」、「事例16 愛知県による生態系ネットワーク形成モデル事業(愛知県)」の2事例については、さらに現地調査を行い、より詳細な情報収集を行った。

表 2-1-1 ヒアリング対象事例一覧

事例番号	取組名称	所在地	ページ
事例 1	猿投里山会による里山保全活動	愛知県	本編-23
事例 2	安養寺地区緑を守る会による農地・水・環境保全向上対策活動	福井県	本編-24
事例 3	こうのす里山くらぶによる里山保全活動	福岡県	本編-25
事例 4	潮来ジャランボプロジェクト実行委員会による水辺再生活動	茨城県	本編-26
事例 5	浦島漁業協同組合等による干潟再生活動	広島県	本編-27
事例 6	鳥海朝日・飯豊吾妻緑の回廊(土湯の森づくり)自然再生実施協議会による森林再生活動	山形県他	本編-28
事例 7	滋賀県による水田環境再生活動	滋賀県	本編-29
事例 8	四万十川自然再生協議会による自然再生活動	高知県	本編-30
事例 9	豊岡市による湿地保全再生活動	兵庫県	本編-31
事例 10	山崎・谷戸の会による自然保全活動	神奈川県	本編-32
事例 11	武蔵野市による河川環境創出活動	東京都	本編-33
事例 12	金城学院大学による自然再生活動	愛知県	本編-34
事例 13	(株)アレフによる水田環境創出活動	北海道	本編-35
事例 14	ささ水辺の生きものを守る会による環境保全活動	兵庫県	本編-36
事例 15	伸萌ふゆみずたんぼ生産組合による水田環境保全活動	宮城県	本編-37
事例 16	愛知県による生態系ネットワーク形成活動	愛知県	本編-38
事例 17	ウェットランド団等による環境保全活動	広島県	本編-39
事例 18	つるがしま里山サポートクラブによる里山保全活動	埼玉県	本編-40
事例 19	逆面エコ・アグリのにによる農地・水・環境保全向上対策活動	栃木県	本編-41
事例 20	かがわふる里活動隊等による農地・水・環境保全向上対策活動	三重県	本編-42
事例 21	水の公園福島潟による自然再生活動	新潟県	本編-43

(2) ヒアリング項目の設定

ヒアリング項目の設定にあたっては、昨年度検討した3つの項目（施策の実行度合い、生態系の健全性、人間が受ける恩恵）を踏まえ、ヒアリング項目を以下のとおり設定し、各項目の有無等を確認した。

- 1) 施策の実行度合いに関するヒアリング項目
 - ア. 土地利用状況
土地利用規制（保全地域等）、所有権
 - イ. 各種計画での位置づけ
環境保全関係の計画、計画の広域性、エコロジカル・ネットワークへの言及
 - ウ. 目標と達成状況
目標設定、目標の達成状況、定期的な調査・評価
現状把握を踏まえた取組内容の見直し（PDCA サイクル）
 - エ. 連携状況
情報交換の有無、連携の有無、組織化の有無（協議会、連絡会の設置など）
 - オ. 支援体制
人材・物品・資金の支援状況、予算の継続性
2. 生態系の健全性に関するヒアリング項目
 - ア. 保全対象種の存在状況
対象種の状況
 - イ. 環境条件
環境種別、活動の範囲（整備面積）、対象地の環境条件、駆除動植物の有無
餌動植物の有無、環境を維持するための活動内容、対象地の画像
 - ウ. 連続性
保全対象生物の緑地・水辺との連続性
3. 人間が受ける恩恵に関するヒアリング項目
 - ア. 供給サービス
生産物の有無
 - イ. 調整サービス
洪水危険区域、土砂災害危険区域
 - ウ. 文化的サービス
文化的な特徴
4. その他
 - ア. 活動の諸情報
事業取組名称、取組開始年次、取組位置（所在地）、立地環境
事業取組規模、管理主体、計画主体、活動人員数

生態系の健全性や人間の受ける恩恵に関しては、昨年度までの検討を踏まえ、評価実施に当たって必要と考えられる項目をヒアリング項目として設定した。

一方で、施策の実行度合いに関しては、昨年度までの検討において評価手法が十分に検討されていないことから、国土形成計画や生物多様性国家戦略等の基本的な施策を踏まえ、エコロジカル・ネットワークの形成を図る上で重要と考えられる項目を幅広く抽出し、ヒアリング項目として設定した。

(3) ヒアリング結果・分析に基づく成果

持続的なエコロジカル・ネットワークの形成・発展に資する事例について、取組みの継続性及び取組みの広域性の観点から以下のように整理した。

1) 取組みの継続性

ヒアリング項目のうち取組みの持続性に関連するものとして、それぞれ以下の項目について成果をとりまとめた。

施策の実行度合い・・・「土地利用状況」、「目標と達成状況」、「支援体制」
生態系の健全性・・・「環境を維持するための活動内容」
人間が受ける恩恵・・・「供給サービス」、「文化的サービス」

○事例番号8「四万十川自然再生協議会による自然再生活動」では、土地の所有権を有していないものの、休耕田の分布や地権者などの実態調査を2年間にわたり実施し、その結果をもとに地権者と交渉を行うことにより、約5haの休耕田の借り上げ契約を結び取組みを行っている。

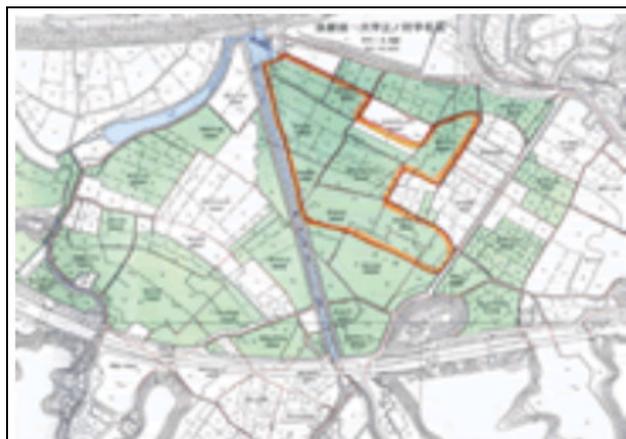


図 2-3-1 活動地の休耕田（緑色）及び借り上げ地域（約5ha）（赤枠内）

出典：四万十つるの里づくりの会ホームページ

2) 取組みの広域性

ヒアリング項目のうち取組みの広域性に関連するものとして、それぞれ以下の項目について成果をとりまとめた。

施策の実行度合い・・・「各種計画での位置づけ」、「連携状況」
生態系の健全性・・・「連続性」

○事例番号 16「愛知県による生態系ネットワーク形成活動」では、連携している各大学の担当者が取組みについて紹介を行ったり、学識者を招いて地域の環境問題を共有する「リレー学際トーク」などの啓発活動を行い、問題意識の共有に積極的に取り組んでいる。



写真 2-3-1 名古屋大学で開催された第3回リレー学際トークにおける連携大学の宣言
出典：名大トピックス No. 210

(4) 取組手法や改善点等の整理

前項のとりまとめ成果について、特に、取組みの継続性、広域性及び目標設定の観点から、下表のモデルケースの選定基準の各区分を参考に、取組手順や改善点等を整理した。

表 2-4-1 モデルケースの選出基準

条 件		分 類
①	土地利用	森林、農地、宅地、水面・河川・湿地、沿岸域
②	事業・取組範囲	広域（流域含む）、都道府県、市町村、特定地、番地
③	実施主体	行政、学校法人、企業、NPO／NGO、地域住民
④	取組内容	計画段階、事業実施段階、維持管理段階
⑤	取組継続年数	5年未満、10年未満、11年以上

1) 土地利用別の整理

ア. 森林

森林における取組みの目標設定にあたっては、現況の森林を原生的な自然林に近づけるのか、人の手を継続的に入れて維持管理する明るい二次林にするかなど、育成樹木や林相によって維持管理の手法や労働コストが大きく異なることから、上位計画を踏まえつつ、将来目指す森林の姿を明確化することが重要である。

イ. 農地

農地における取組みの目標設定にあたっては、保全対象となる動植物の生活サイクルや、農地の利用形態にあわせた維持管理を意識した目標設定を行うことが重要である。

ウ. 宅地

宅地における取組みの目標設定にあたっては、限られた緑地や水辺について、周辺の地域住民が容易に活動に取組むことができるよう、身近な目標設定を定めることが重要である。

エ. 水面・河川・湿地

水面・河川・湿地における取組みの目標設定にあたっては、設置された人工構造物によって、生物にとっての連続性確保が困難な状況も見られることから、これらの地域の多くが公有地である特徴を踏まえ、行政と地域住民等が一体となって、連続性の確保に向けた目標設定を行うことが重要である。

オ. 沿岸域

沿岸域における取組みの目標設定にあたっては、陸と海のつながりや利用形態を考慮しつつ、砂浜の浸食、藻場の減少、サンゴ礁の白化などの変化に対し、環境の再生を意識した目標設定を行うことが重要である。

2) 事業・取組範囲別の整理

ア. 広域（流域を含む）

県境をまたぐような大規模な取組みについては、それをいかに持続的なものとするかが重要であり、人的、物的、金銭的支援など様々な支援措置を行うとともに、担い手である地域住民等に対し「エコロジカル・ネットワーク」という概念を広く普及させることが課題となっていると考えられる。

イ. 都道府県・市長村

都道府県・市町村レベルの取組みでは、都道府県や市町村の行政が実施主体となる場合や、県域や市域レベルで活動を展開できる民間団体等が実施主体となる場合があるが、さらに取組みを広域的継続的に行うには、個々の地域で活動している様々な主体が連携し、より広範囲なエコロジカル・ネットワークを形成していくことが課題となっていると考えられる。

ウ. 特定地

特定地の取組みでは、地域の環境を代表する対象生物を適切に設定するとともに、上位レベルの計画と整合を図ることが課題となっていると考えられる。

3) 実施主体別の整理

ア. 行政

行政が主体となる取組みでは、行政直轄の各種の事業を組み合わせることにより、効率的な自然環境の保全が可能となる。このような取組みはエコロジカル・ネットワークに関する構想・計画の中でも、機能性の高い拠点として効果的に配置・整備されることが望ましく、事前の配置計画や整備内容の検討が重要となる。

イ. 学校法人・企業

学校法人・企業の取組みでは、継続的に予算が確保され、取組主体が対象地を所有していることも多く、継続的な取組みに発展しやすい条件が整っているが、連携にあたっては、必ずしも目標が同じ取組みばかりではないため、他の取組みと連携し広域的な取組みとして発展するためには、目標の共有に課題があると考えられる。

ウ. NPO/NGO・地域住民

NPOや地域住民の取組みでは、環境保全に関する意識が高く、他の取組みとの情報交換も積極的に行っていることから、活動会員が広がりやすい傾向にある。

一方で、学校法人や企業の場合とは逆に、継続的な予算確保が困難な場合や取組対象地の所有権がない場合が多く、様々な支援が最も必要とされることから、支援体制の構築に課題があると考えられる。

4) 取組段階別の整理

ア. 計画・事業段階

計画・事業段階では、エコロジカル・ネットワークの形成による多面的な機能と相乗効果がもたらされるよう、複数の取組みや事業の調整を行うことが課題と考えられる。

特に、広域的なエコロジカル・ネットワークに関する計画立案する際には、地域で行われている活発な取組みをネットワークに位置づけられるよう、担当部局が連携して情報収集を行うことが望ましい。

また、目標設定については、それぞれの地域で「目標を決めるワークショップ」を行うなど、国、地域、地権者、NPO等の関係者が集う場を設け、地域の目標像を共有することが重要である。

イ. 維持管理段階

維持管理段階では、継続的な維持管理を担う主体をどのように育成していくかが重要な課題であると考えられ、共通の目的をもった複数の主体が、継続的に活動を実施できるよう、協議会・連絡会などの組織づくりの推進や支援体制を拡充することが望ましい。

また、維持管理を継続していくために、自然から受ける恩恵（生態系サービス）を積極的に内外にPRすることができるブランド米の開発などは、取組みに対するモチベーションの維持につながると考えられる。

3. 評価・課題検証

昨年度検討した3つの視点（施策の実行度合い、生態系の健全性、人間が受ける恩恵）を踏まえ、それぞれの視点に関する項目が満たされているかどうかを確認することにより評価を実施した（以下、「簡易的な評価」という。）。

なお、「生態系の健全性」及び「人間が受ける恩恵」の視点に関する評価については、一般的な評価手法が既に存在することから、それらを用いた「詳細な評価」も併せて実施し、その課題を検証して活用の方角性を検討した。

(1) 簡易的な評価

簡易的な評価では、施策の実行度合いに関する評価項目として「環境保全計画等での位置づけ」や「目標設定」に着目し、判定条件を以下のとおり設定した。

表 3-1-1 施策の実行度合いに関する評価項目と判定条件

評価項目	判定
環境保全計画等での位置づけ	環境保全計画等の対象地域として位置づけられている
	計画が広域を対象としている
	エコロジカル・ネットワークの形成が計画に位置づけられている
目標設定	目標を設定している
	定期的に達成状況を把握している
	達成状況を踏まえて見直しを実施している

生態系の健全性の評価項目として、HEP (Habitat Evaluation Procedure) 解析などを用いて評価を実施する際に必要となる項目のうち、特に重要な「対象生物」、「環境条件」、「連続性」に着目し、判定条件を以下のとおり設定した。

表 3-1-2 生態系の健全性に関する評価項目と判定条件

評価項目	判定
対象生物	対象生物が確認されている
環境条件	対象生物に必要な環境条件が満たされている
連続性	必要な連続性が確保されている

人間が受ける恩恵の評価項目として、生態系サービスのうち「供給サービス」、「調整サービス」、「文化的サービス」に着目し、判定条件を以下のとおり設定した。

表 3-1-3 人間が受ける恩恵に関する評価項目と判定条件

評価項目	判定
供給サービス	対象地から生産物が生み出される
調整サービス	土砂災害防止などの調整機能がある
文化的サービス	観光などに活用できる文化的特徴がある

以上の評価項目等に基づき、現地調査を実施した事例番号8「四万十川自然再生協議会による自然再生活動」の評価結果は表3-1-4のとおりである。判定条件を満たすものを「○」、満たさないものを「×」、どちらともいえないものを「△」で表した。また判定結果の理由は以下の通りである。

表3-1-4 事例番号8「四万十川自然再生協議会による自然再生活動」の評価結果

評価項目	判定	結果
環境保全計画等での位置づけ	環境保全計画等の対象地域として位置づけられている	○
	計画が広域を対象としている	○
	エコロジカル・ネットワークの形成が計画に位置づけられている	×
目標設定	目標を設定している	○
	定期的に達成状況を把握している	○
	達成状況を踏まえて見直しを実施している	△
対象生物	対象生物が確認されている	○
環境条件	対象生物に必要な環境条件が満たされている	○
連続性	必要な連続性が確保されている	○
供給サービス	対象地から生産物が生み出される	○
調整サービス	土砂災害防止などの調整機能がある	△
文化的サービス	観光などに活用できる文化的特徴がある	○

エコロジカル・ネットワークの形成にあたっては、様々な取組主体が他の取組みと連携し、目標を共有しながら活動範囲を広げ、取組みを継続して実施していくことが期待される。

今回提示したチェックリストを用いることにより、取組主体は詳細な分析を行うことなく、取組状況を容易に確認することができる。これまで取組状況を確認していなかった取組主体が、自己分析を行う際、また他者へ説明を行う際の参考としての利用が期待される。

特に、達成状況を把握することにより、定期的に目標を見直し、環境に適した取組みを行うことが可能となる。いわゆるPDCAサイクルを回していくことで、持続的かつ広域的な取組みに発展していくことが期待される（図3-1-1参照）。

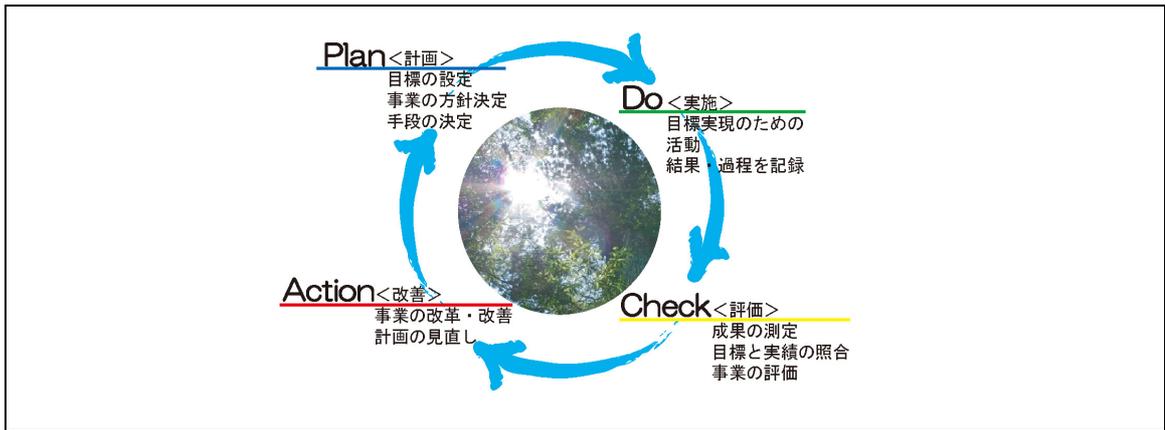


図 3-1-1 PDCA サイクルのイメージ

(2) 詳細な評価

取組みを持続的なものとして発展させていくには、数値目標やアウトカム指標などの具体的な目標をたてて、モニタリング等の実施によりその目標までの差分 (Distance to goal) を定量的に把握し、取組みの改善点について検討していくことが重要である。

今回詳細な評価で用いた評価手法は、国際機関が推奨している TEEB 等の手法を基本としている。国内では、環境省生物多様性総合評価検討委員会が生物多様性総合評価指標をまとめ、生物多様性国家戦略 2010 が挙げる生物多様性に対する 4 つの危機と日本の 6 つの生態系区分に合わせて、日本全国の生物多様性の損失の要因 (影響力の大きさ) と状態 (損失の大きさ) を 30 の指標を整理しており (図 3-2-1 参照)、これらの指標も取組みの具体的な目標設定を行う際の参考としての利用が期待される。

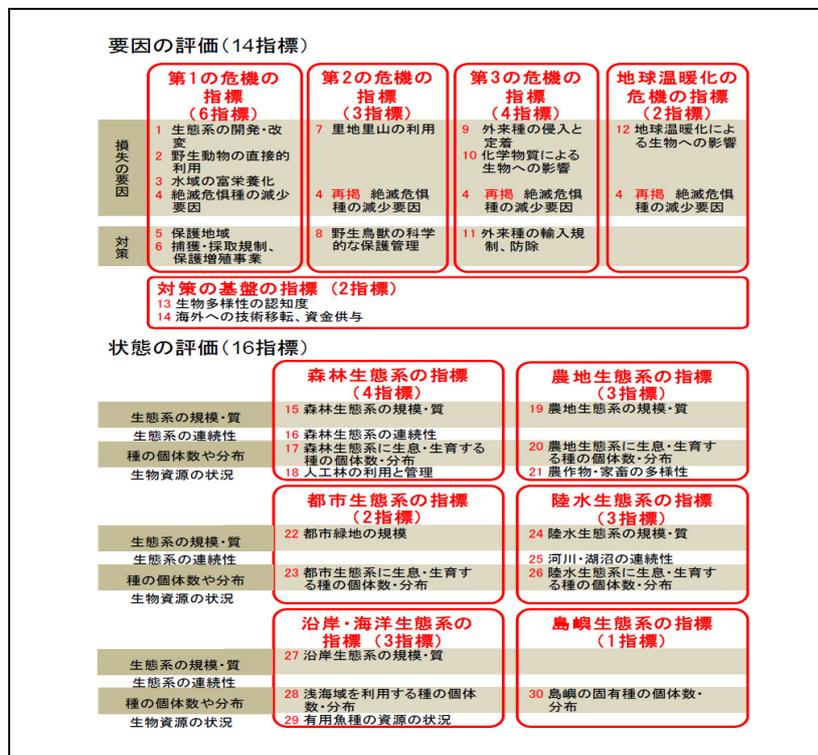


図 3-2-1 生物多様性総合評価における指標群

4. まとめ

第1章では、国土形成計画、国連環境計画（UNEP）による生態系と生物多様性の経済学（TEEB）や我が国の生物多様性国家戦略2010などの国内外のエコロジカル・ネットワークに関する取組みを概観し、本調査における作業の位置づけを整理した。

第2章では、エコロジカル・ネットワークの形成にあたり、継続性及び広域性の観点から、参考となる活動を行っていると考えられる21の取組みを対象にヒアリング調査を行った。そのうち取組みが広域にわたっており先進的な手法を取っていると考えられた2事例については、現地調査により詳細な情報を入手した。これらの結果を整理・分析して、類型別に取組手法や課題等について検討を行った。

第3章では、エコロジカル・ネットワークの形成に関する取組みを評価するための評価体系として過年度にまとめた「施策の実行度合い」、「生態系の健全性」、「人間が受ける恩恵」の3つの視点について、具体的な評価項目を設定して評価を実施し、それらの評価結果の活用の方向性について整理した。

調査対象とした活動主体はいずれも、地域の自然環境の保全や、野生生物の保護等を目的として、地域の様々な主体と連携を取りながら、積極的に活動を実施しており、着実に実績を重ねている事例が多く見られた。

しかし、「エコロジカル・ネットワークの形成」という観点からは、以下のような課題が浮かび上がった。

- ・エコロジカル・ネットワークの形成をあまり意識していない事例が多く見られ、エコロジカル・ネットワークという概念自体が、一般国民はもとより、自然環境保全活動を行っている人々の間にも十分浸透していないのではないかと推測された。
- ・活動を行うにあたって、客観的に達成状況を評価できるような指標をそもそも目標として設定していない事例が多く見られた。
- ・具体的な目標を設定している取組みであっても、目標の達成状況を踏まえた活動の見直しや目標の再設定を行っている事例はほとんど見られなかった。
- ・取組みの進捗状況について、モニタリング調査等を行うなどして確認を行っている事例は少なかった。
- ・既存の評価手法について、評価手法自体が複雑なこともあり、評価結果を用いて活動の見直しを行っている事例はほとんど見られなかった。

一方で、行政としても、広域的なエコロジカル・ネットワークの形成に関する具体的な計画を策定している事例は少なく、将来的なエコロジカル・ネットワークのあり方について、現時点では具体的な方向性を十分に提示できていないと思われる結果となった。

以上のことから、将来的に持続的なエコロジカル・ネットワークを形成するにあたって、活動主体と行政に求められる役割を次のとおり整理した。

まず前提として、活動を継続的なものとしていくために、個々の取組みは、漠然とした目標設定を行うのではなく、達成状況の把握や活動の見直しを意識した具体的な目標設定を行うことが重要である。

また、個々の地域での取組みは非常に熱心に行われている事例が多いことから、これらの個々の取組みが広域化し、連携していくことが、エコロジカル・ネットワーク形成を図る上で重要である。

このためには以下の事項が実現することが望ましいと考えられる。

- ・活動主体は、より具体的な目標設定を行うとともに、他の活動主体と目標を共有化して連携し、自らの活動範囲を超えたより広域的なエコロジカル・ネットワークの形成を意識しながら活動を実施する。
- ・活動にあたっては、定期的にモニタリングなどの調査を行い、目標の達成状況を把握した上で、活動内容や目標の見直しを行うなど、計画、実行、確認、行動のPDCAサイクルを適切に回して活動を実施する。
- ・特に、評価手法については、目標の達成状況を図る一つ的手段として活用する。

このため行政としては、国内外の先進的な取組みなども踏まえつつ、個々の活動主体の目標設定の参考となるような、より地域の実用に即したエコロジカル・ネットワークに関する計画を策定し、広くエコロジカル・ネットワークの普及啓発に努めるべきである。

具体的には、より多くの人々がエコロジカル・ネットワークの形成に資する活動に参加したいと思えるよう、エコロジカル・ネットワークの重要性とともにエコロジカル・ネットワーク形成によるメリットも周知していく必要がある。このため生態系サービスの評価手法等よりわかりやすい表現手段を用いて、普及啓発に努める必要がある。

さらに、個々の活動主体が他の活動主体と連携を図るための場を設けるなど、コーディネート役として積極的に働きかけるべきである。